人権週間

12月４日～10日

問合先　市民文化部文化振興局
共生社会推進室（☎84－5066）

人権とは、「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」です。

また、人権は難しいものではなく、誰でも心で理解し、感じることのできるものです。

人権を尊重することの重要性を正しく認識し、相手の気持ちを考え、一人ひとりの違いを認め合う心を持って行動しましょう。

平成28年度 人権啓発活動重点目標

みんなで築こう　人権の世紀
～ 考えよう　相手の気持ち
未来へつなげよう　違いを認め合う心 ～

亀山市人権施策基本方針 基本理念

みがこう、人権感覚　広げよう、人権の視点
めざそう、一人ひとりの人権が尊重されるまち

平成28年度「人権週間」強調事項

- ○ 女性の人権を守ろう
- ○ 子どもの人権を守ろう
- ○ 高齢者の人権を守ろう
- ○ 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ○ 同和問題に関する偏見や差別をなくそう
- ○ アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ○ 外国人の人権を尊重しよう
- ○ ＨＩＶ感染者やハンセン病患者等に対する偏見や差別をなくそう
- ○ 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- ○ 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ○ インターネットを悪用した人権侵害をなくそう
- ○ 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ○ ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- ○ 性的指向を理由とする偏見や差別をなくそう
- ○ 性同一性障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- ○ 人身取引をなくそう
- ○ 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

特設人権相談の開催

家庭内の問題（夫婦、親子関係など）、いじめや体罰、職場でのセクハラなどでお悩みの人は、市の人権擁護委員、または特設人権相談所へお気軽にご相談ください。

委員は法務大臣から委嘱を受けた人です。

相談は無料で秘密は守られます。

と　き　12月７日（水）　午後１時～３時
ところ　市役所１階市民対話室、あいあい１階個別相談室、関支所１階応接室１

電話による相談

- ● みんなの人権 110 番　（☎0570－003－110）
- ● 子どもの人権 110 番　（📠0120－007－110）
- ● 女性の人権ホットライン　（☎0570－070－810）

街頭啓発

と　き　12月７日（水）　午前 10 時～11 時
ところ　亀山ショッピングセンターエコー、フーズアイランド関店

津人権擁護委員協議会亀山地区委員

楠井　嘉行　（天神二丁目）
森下　勇司　（加太市場）
櫻井　知子　（井尻町）
内山　玉雄　（両尾町）
宮﨑 みつ子　（関町古厩）
國分 てる子　（みどり町）
関　弘江　（楠平尾町）
西川　省三　（山下町）
多田　照和　（南野町）